

6月24日（火）

平成 26 年 6 月 24 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第11号まで、報告第1号及び第2号の各号議案、請願第47号から第49号まで、並びに継続審査中の請願第30号、第38号及び第41—1号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願2件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第30号、第49号につきましては賛成少数により、第38号は賛成多数、その他の議案及び請願第48号は全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、30億5,100万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金22億1,800万円余、繰入金7

億8,100万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,763億6,300万円余となります。このうち、総合政策部所管の補正予算は8,800万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は144億9,300万円余となっております。

このうち、新規事業「駐日各国大使への宮崎アピール事業」についてであります。

このことについて委員より、「2泊3日の視察日程における候補地はどのように選定するのか」との質疑があり、当局より、「本県は、MICEやスポーツ合宿の受け入れ先として適していること、また、すぐれた観光資源や歴史・文化を有していることをアピールするために、1日ごとにテーマを設定し、関係部局と連携して候補地の選定を行っていききたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村や関係団体等とも連携を密にし、本県の魅力を各国大使にしっかりとアピールすることはもちろんのこと、視察受け入れ後も、諸外国との交流継続についてフォローアップに努めるよう要望いたします。

次に、宮崎県県民意識調査結果及び宮崎県総合計画についてであります。

このことについて複数の委員より、「宮崎県県民意識調査結果において、回答者における20代から40代の年齢層の割合が低いことから、調査項目によっては偏りが出ているのではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、宮崎県総合計画における20年後の将来を展望した長期ビジョンにおいては、若い年齢層の意見を反映させることが大変重要であることから、若者の意見の聴取に努めていただくとともに、今後の宮崎県

民意調査における若い年齢層の回答割合を上げる工夫についても検討していただくよう要望いたします。

次に、宮崎県中山間地域振興計画についてであります。

これは、今後、中山間地域のさらなる人口減少や集落機能の低下が懸念される中、こうした課題に的確に対応し、さらなる振興を図るための施策を推進するため、平成26年度で終期を迎える現計画の見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「今回の計画改定に当たっては、多くの課題が山積している中、何を柱に据えるのが重要である。人口減少の要因について議論を深めていただき、地域資源の活用、地域内での経済循環を視野に入れながら、関係部局との連携を密にしていきたい」との意見がありました。

次に、宮崎県人権教育・啓発推進方針についてであります。

このことについて当局より、現在の社会情勢の変化に対応し、新たな人権問題に対応することを目的として、本県の目指すべき人権教育・啓発推進のあり方を示した方針の改定素案の説明がありました。

当委員会といたしましては、関係部局等と意見交換や連携を密にし、この当該方針にある施策の方向性についても十分に議論を深めていただくよう要望いたします。

次に、宮崎県東京学生寮についてであります。

このことについて委員より、「施設稼働率が年々減少傾向であるが、対策について検討をしているのか」との質疑があり、当局より、「経済的な理由等があると認められる者については、入寮期間を最長2年から4年まで延長でき

るように、今回、管理規則を改正したところである。これにより今後2～3年のうちに施設稼働率は上昇すると見込んでいる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、入寮者のニーズの的確な把握に努め、施設の収支状況の改善や施設稼働率の上昇を図っていただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、鳥飼謙二委員長。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で19億9,900万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は1,018億7,600万円余となります。

このうち、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事

業についてであります。

これは、本県の平成25年における自殺死亡率は、全国において第9位であり、改善傾向にはあるものの依然として高い水準にあることから、宮崎県地域自殺対策緊急強化基金を活用して各種事業を行うことにより、一層の自殺者の減少を目指すものであります。

このことについて委員より、「バッジやTシャツ等による普及啓発の必要性は理解するところであるが、限られた予算を有効に活用するためには、相談事業等に重点化すべきではないか」との質疑があり、当局より、「自殺対策については、普及啓発や相談事業も含め、総合的にアプローチすることが必要と考えている。特に今回は、対策を地域ごとに細やかに行う必要性に鑑み、普及啓発等に加え、市町村が行う相談事業について支援を行うこととしている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「自殺未遂者は、繰り返す傾向があると聞いている。未遂者への働きかけは、予防には効果的と考えることから、本事業中の未遂者への支援については、フォローアップを含めたシステムづくりについて、積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、地域少子化対策強化交付金事業についてであります。

これは、国の地域少子化対策強化交付金を活用し、県及び市町村が連携しながら地域の実情に応じた結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援を行うことにより、誰もが安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進するものであります。

このことについて委員より、「今後、人口減少が進み、少子化は本県のみならず、他県も同

じ状況であるが、その中で本県が日本一の子育て・子育て立県を目指すのであれば、本県独自の対策が必要ではないか」との意見があり、当局より、「この事業以外にも少子化対策については、「未来みやざき子育て県民運動」を初め、さまざまな事業に取り組んでいる。引き続き財源の確保に努め、市町村と連携し、また、子育て支援団体等の方々の意見も踏まえ、さらに効果が上がるよう工夫していきたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「市町村と連携を密にし、国に対して事業継続の必要性や予算配分等について、その意見がしっかりと届けられるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県障害福祉計画についてであります。

このことについて委員より、「国の指針によると、精神障がい者の長期在院者数を平成29年度には、平成24年度を基準に18%減らし、地域生活に移行させるとあるが、本県の場合は何名程度になるのか」との質疑があり、当局より、「平成23年度を基準とした試算であるが、約680名程度の方を地域生活へ誘導していくことになる」との答弁がありました。

これに対し委員より、「この計画は、障がいの者の地域移行についての計画ではあるが、病院から地域生活に誘導するには、その受け皿についても整備する必要があると生じてくるので、他の計画や施策との整合性を図り、地域の実情に応じた実効性のある計画として策定していただきたい」との要望がありました。

次に、県立宮崎病院の救命救急体制についてであります。

このことについて委員より、「県立宮崎病院

の再整備において、救命救急センターのあり方として、ER方式の整備を目指すのか。そうであれば、その体制に必要な人員等の確保についても、計画性を持って取り組まなければならないのではないか」との意見があり、当局より、「現在、県立宮崎病院は三次の救急医療を担うセンターとして、重篤患者を中心に受け入れている。再整備においては、救命救急センターの充実・拡充が大きなポイントであることから、その運営のあり方について関係機関の意見も踏まえながら、基本構想を策定する中で、検討していく」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で1億5,000万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特

別会計を合わせた補正後の商工観光労働部の予算額は449億9,500万円余となります。

次に、特定複合観光施設、いわゆるIRについてであります。

このことについて委員より、「今後の展開について、宮崎市や事業者との情報交換はできているのか」との質疑があり、当局より、「さまざまな機会を捉えて、お互いに情報交換を行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「現在、県はどのような取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より、「ことし5月に、庁内に「統合型リゾート行政連絡会議」を設置し、情報共有化を図るとともに、民間経済団体の研究会にもオブザーバーとして参加するなど議論している。区域認定を視野に入れて、前向きに検討しているところである。今後も必要な議論をしていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後とも関係団体等と情報交換を行うとともに、県の目指す方向や対応方針について、できるだけ早く明確にしてほしい」との要望がありました。

次に、記紀編さん1300年記念事業の取り組み状況についてであります。

このことについて委員より、「記紀編さん1300年記念事業は、県外向けにアピールすることが大事である。積極的に事業に取り組んでいくべきではないか」との質疑があり、当局から、「県外での認知度を上げることが一番の課題だと考えている。総合政策部や教育委員会と連携して積極的に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、議案第11号「工事請負契約の変更について」であります。

これは、最近の技能労働者の不足等に伴う賃

金水準の上昇を適切・迅速に反映するために、国に準じて平成26年2月から公共工事設計労務単価等を改定したことに伴い、請負代金額を増額変更したものであります。

このことについて委員より、「労務単価を増額改定したことにより、請負代金額を増額変更するとのことであるが、その増額相当額について、実際に労働者の賃金増につながるよう指導等はしているのか」との質疑があり、当局より、「今回の労務単価改定の際に、文書等で要請するとともに、建設業協会との意見交換会において、労務単価を上げるという本来の目的を説明し、賃金への反映等の適切な対応を要請している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、労務単価の増額変更という制度の趣旨に沿って、請負代金額の増額が下請企業に波及し、労働者の賃金等に反映されるなど、労働条件の改善につながるように取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、建設工事における指名競争入札の平成25年度の試行結果及び平成26年度の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「今年度は通年試行することのだが、試行はいつまで行う予定なのか。また、試行後についてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「状況把握に必要な試行件数を確保した上で今年度中に検証し、今後の取り扱いについては、県議会や関係団体等の意見も伺いながら判断していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、指名競争入札の試行方法等の検討に当たっては、中小規模の建設業者の実態把握に努め、十分に配慮していただきますよう要望いたします。

次に、県立青島亜熱帯植物園の施設再整備に

ついてであります。

このことについて委員より、「トイレ施設も再整備が計画されているが、トイレは文化のバロメーターである。男女のトイレの数の割合や、洋式・和式の割合などについて調査等を行って、すばらしいトイレをつくってほしい」との意見があり、当局から、「トイレも含めて、おもてなしの観点から、よりよい施設になるように検討していきたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)についてであります。

このうち、環境森林部の予算は、一般会計で1億1,000万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は264億3,800万円余となります。

また、農政水産部の予算は、一般会計で6

億8,700万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は421億7,900万円余となります。

次に、鳥獣被害防止対策事業についてであります。

このことについて委員より、「当該事業には、毎年度多額の費用を要しているが、事業効果はどうか」との質疑があり、当局より、「猿が侵入しにくい防護柵の設置など鳥獣別の対策を施したことや、生ごみの管理等、時間をかけて対策を講じた結果、被害がなくなったという事例が出てきている。集落全体が鳥獣被害を防止するという意識を持ち取り組むことが重要である」との答弁がありました。

このことに関連して委員より、「これまでの取り組みを進めるとともに、費用対効果を高めるという観点から、森林生態の研究を行う大学との共同研究を実施する等、産学官との連携を深めることで、より効果的な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、特に中山間地域において深刻な状況が続いていることから、引き続き国への働きかけを行うとともに、関係部局との連携を図りながら積極的に鳥獣被害対策に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、燃油価格高騰の影響と対策についてであります。

このことについて委員より、「燃油価格の高騰で苦勞しているという声が漁業関係者から多数届いている。引き続き支援していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「農林水産業における燃油価格の高騰は大変深刻な問題である。例えば施設園芸について、将来的には木質バイオマス暖房機の導入を促進する必要があると考える

が、現状はどうか」との質疑があり、当局より、「平成29年度までに、木質ペレット暖房機を県内に500台導入することを目標に取り組みを進めているが、ペレットの確保が非常に重要だと考えているため、環境森林部との連携を十分に図りながら、安定的な原料の確保に努めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、燃油価格の動向は今後も不透明なことから、再生可能エネルギーの活用が集まる中、バイオマスエネルギーや太陽熱等を利用した本県独自の環境に優しい農業を推進する等、時流を的確に捉えた施策を進めるよう要望いたします。

次に、ニホンウナギについてであります。

このことについて委員より、「ニホンウナギが国際自然保護連合のレッドリストにおいて、絶滅危惧種のうち2番目にリスクの高い「絶滅危惧 I B 類」に指定されたが、ワシントン条約に基づく議論次第では、輸入が相当規制されるのではないかと危惧している。今後どう対応していくのか」との質疑があり、当局より、「現在、国において、東アジア地域における国際的な資源管理の枠組みを構築する取り組みが進められており、本県も資源調査を初め、下りウナギの採捕制限に取り組んでいる。今後も国や関係各県とも連携し、再来年に予定されているワシントン条約に基づく議論の場において、しっかりアピールできるようこの取り組みに協力していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、大切な日本の食文化を守るため、養鰻業が盛んな地域や国との連携を図り、適正な資源管理を世界にアピールできるよう、引き続き努力していただくことを強く要望いたします。

次に、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業に

ついてであります。

このことについて委員より、「当該事業が終了した後の議論はされているか」との質疑があり、当局より、「当該事業は平成27年度で終了するが、農政水産部に限らず他の部でも幅広く活用している。事業が終了する平成28年度以降の対応については、関係部局と検討していく必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当該事業のあり方について早急に検討を行い、助成事業者の混乱を招くことがないように対応していただくことを要望いたします。

次に、予算の早期執行についてであります。

平成24年度の国の緊急経済対策分に係る予算の不用額が、環境森林部において約4億円、農政水産部において約13億円発生したとの説明がありました。

このことについて委員より、「不用が生じた大きな原因は何か」との質疑があり、当局より、「用地買収や地元調整に日時を要し、年度内の契約締結に至らなかったことが大きな原因である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、確保した予算については、早期発注に努めていただき、多額の不用額が生じないように、予算の執行管理を徹底していただくことを強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員

会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第47号については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、県警察本部所有車両の交通事故についてであります。

このことについて委員より、「今後の事故防止にどのような対策を考えているか」との質疑があり、当局より、「事故防止についてはこれまでも厳しく指導してきたが、今後も県民からお預かりしている車だという強い意識を持って、指導の徹底を図ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、警察車両は警らや緊急走行で稼働が多くなるという事情はあるものの、警察は交通指導を行うなど、県民の模範となるべき立場にありますので、職員に対してこれまで以上に指導徹底を行っていただくよう要望いたします。

次に、特殊詐欺の現状と対策についてであります。

このことについて委員より、特殊詐欺の認知件数と実行犯の検挙件数についての質疑があり、当局より、「捜査中のものも含め、平成25年は認知50件に対し検挙5件、平成26年は5月末現在で認知24件に対し検挙2件である」との

答弁がありました。

また、別の委員より、「実行犯の検挙は難しいか」との質疑があり、当局より、「特殊詐欺は極めて分業化された組織犯罪であり、実行犯の検挙は非常に困難である。そのため、警察本部では予防に力を入れて働きかけをしているが、県民一人一人に広報の効果が行き渡っていないのが課題である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、特殊詐欺の防止には県民総ぐるみで取り組むことが重要であるという認識のもと、関係機関との連携や啓発活動をより積極的に進めていただくよう要望いたします。

次に、企業局所管の市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業についてであります。

このことについて委員より、「以前地元を調査した際に、マイクロ水力発電が可能だと思われる場所が多く見受けられた。今後の導入計画はどのようになっているか」との質疑があり、当局より、「本県の場合、冬場に水がなくなってしまうなど、年間を通して発電できる場所がなかなか見つからないのが現状である。今後、農政水産部と連携し、可能な箇所があれば、市町村や土地改良区などに技術的な支援を行っていききたい」との答弁がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で1,400万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の教育委員会の予算額は1,096億2,400万円余となります。

このうち、「命や絆を大切にする」宮崎の道徳教育充実事業についてであります。

このことについて委員より、地域教材「道徳教育読み物資料集」配布状況と活用状況につい

での質疑があり、当局より、「県内全ての公立小中高校及び特別支援学校に配布しており、道徳の授業を中心にさまざまな授業で活用されている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「道徳という教科で学習するのはもちろん大事であるが、実際に口蹄疫等で被災した現場を訪問することも大事である。その点はどうか」との質疑があり、当局より、「新しい学習指導要領でも「体験活動の重視」が示されているので、口蹄疫メモリアルセンターなどを活用し、災害を経験された方々の体験談を聞くといった学習についても、今後取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「この資料集の活用もいいと思うが、道徳教育では教材なしで子供たちの自由な意見や考えを引き出す方法もある」との意見がありました。

当委員会といたしましては、当事業において作成された資料集は、本県でしか作成できない有益な教材であると考えておりますので、研修会等を通じて情報を共有するとともに、資料集の有効な活用方法について検討いただくよう要望いたします。

次に、性別違和に対する学校現場での対応についてであります。

先日、太田清海議員が一般質問において、お子様が性別違和であったこと、体調を崩して自宅療養をしていたときに突然行方不明となり、記憶喪失になっていたこと、その後性別適合手術を受け、現在は女性として元気に生きていることなどを話され、「さまざまな人間がいていいんだよというメッセージを子供たちに伝えたい」と述べられました。また、学校の配慮により修学旅行に行くことができたことについて、

先生方への感謝を述べられました。

このことについて委員より、「今後の学校現場との情報交換の中で、今回の話を伝え、子供たちの悩みにいち早く気づいて、ともに悩み、子供たちが自分の生きたい方向に向かっていけるよう支えていただきたい」との要望があり、当局から、「さまざまな機会を活用して学校現場へ話を伝え、子供たちに「あの先生がいてよかった」「あの学校があってよかった」と思ってもらえる学校づくりをしていこうと話をしていきたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 前屋敷でございます。

ただいま常任委員長の審査結果報告がございましたが、請願の審査について、文教警察企業常任委員長及び総務政策常任委員長に質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、文教警察企業常任委員長に伺いたいと思っております。新規請願の第47号「教育委員会制度

改革に反対する意見書提出請願」について、賛成少数で不採択という御報告でありましたが、審査の経過と不採択の理由について伺いたいと思います。

○西村 賢議員 お答えします。

委員会の審査におきましては、委員の皆様にお伺いし、継続審査または採決するかを諮った結果、採決との意見があり、採決を行いました。採決により賛否をお諮りしたところ、不採択となったものであります。本請願の趣旨については、各委員の皆様が十分に理解した上で当委員会の審査結果に至ったものだと思っており、慎重に審査をした結果であると認識しております。

○前屋敷恵美議員 委員会では採決のみが提案されたというふうな感じを受け取ったんですが、委員会での直接の審議というのはなされなかったということですか。

○西村 賢議員 直接の話し合いよりも、各委員にしっかりとその趣旨を持ち帰っていただきまして、その結果、採決を行ったものであります。

○前屋敷恵美議員 では、明確な不採択にした理由というのは、委員会の中では明らかにはなかったということですか。

○西村 賢議員 そのことにつきましては、各委員それぞれの思いがあって、しっかりと検証した上で採決に臨んでいただいたと思っております。

○前屋敷恵美議員 私は、請願者の意思は、委員会で十分に受けとめていかなければならないというふうに思います。そのために委員会審査というのがあって、委員会に請願が付託されるわけですから、委員会の中でそれぞれの議員さん方の立場での御発言があって、その審議の中

で採決が行われるということが、本来、委員会の運営としては筋じゃないかというふうに思っているところです。今後の委員会審査のあり方を大きく考えていかなければならない、そういう問題だというふうに受けとめていただきたい、議会としても、そういう方向を受けとめていただきたいというふうに思うところです。ですから、不採択にされたという議員さんについては、ぜひこの本会議で、その理由について討論で述べていただきたい、私はこのように思うところです。

次に、総務政策常任委員長にお伺いしたいと思います。請願第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」、また、新規請願の48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」、また、同じく新規請願の第49号「川内原発再稼働に関する請願」について、いずれも不採択という結果ですが、不採択という結果になった審査の状況と不採択の理由について、あわせてお伺いしたいと思います。

○松村悟郎議員 総務政策常任委員会に今回付託された請願は、新規請願2件、継続請願2件でございます。それぞれの請願に対しまして、質疑あるいは意見等をとったところでございます。委員会の審査におきましては、委員の皆さんに御意見をお伺いいたしました。その結果、その取り扱いについて継続審査または採決するか諮った結果、採決あるいは継続審査との御意見でございました。それぞれに継続審査、あるいは採決の場合には、賛否をお諮りして不採択となったものであります。以上であります。

○前屋敷恵美議員 やはり総務政策常任委員会でも、委員会の中では採決だけが論じられる、

審議されるという経過だというふうに私は受けとめました。特に、第30号の個人保証の原則廃止を求める請願、これは昨年2月の議会に、全ての会派から紹介議員でもって提出されたものです。ところが、これは約1年半にわたって継続審査に付され、そして最終的には不採択になるということは、とても考えられないことなんですけれども、これについても、それぞれの委員さんの意見は出されなかったんでしょうか。

○松村悟郎議員 請願第30号につきましても、慎重に審査をした結果でございます。この中で、それぞれ委員の皆さんの思いは十分に反映しているものだと思います。今回も県議会に対して、請願者の皆さんの意思ということも、それぞれの議員の皆さんも十分理解された中での審査結果だと思っております。

○前屋敷恵美議員 各委員さん方が十分に請願者の意思を受けとめたというのであれば、全ての会派の紹介議員がついて請願が上がったわけですから、委員会の中では採択されるのが一般的に当然だというふうに考えられると思います。県議会の審査のあり方、議会の信義にも係る、問われる問題だというふうに私は思っているところです。

次に、第49号の「川内原発再稼働に関する請願」についても、やはり不採択という報告でございましたが、これについても経過と不採択の理由を述べていただきたいと思います。

○松村悟郎議員 新規請願第49号でございますけれども、同じように、この件に関しても、執行部に対しても質疑等も求めました。さらに、委員の皆様にも御意見を諮ったところでございます。取り扱いについて委員の皆様にお諮りしたところ、継続審査あるいは採決するか諮った結果、採決との意見がありました。採決の結

果、賛否をお諮りしたところ、不採択ということになったところでございます。

○前屋敷恵美議員 請願というのは、県民の皆さんが、切実な要求を県議会が受けとめてほしいということで提出されるわけです。川内原発再稼働の問題にしても、万が一、川内原発の事故が起これば、宮崎県にも大きな影響が及ぶということを懸念されて、ぜひ宮崎県の意味も、再稼働の前には意見表明ができるような取り計らいをしてほしいという中身の請願なんですけれども、委員会では、このことについての受けとめも論議はされなかったんでしょうか。

○松村悟郎議員 請願は、県民の皆さんが行政について持っている御意見、要望、それを文書にして提出するものだと思っております。県議会も、県民の思いということを十分受けとめながら、委員会の中で審査する必要があると思っております。まさにそのとおりでございます。今回も、各委員会の皆さんに御意見をお諮りして、請願者の意思等について御意見があるかどうかということはお諮りしたところでございますけれども、委員会の中では、意見としては上がっていなかったということでございます。もちろん、この委員会に至るまで、それぞれ個人の中で十分御理解された中だと考えております。

○前屋敷恵美議員 それであれば、なおさらのこと、それぞれの皆さんの不採択にした、その理由が述べられなければ、請願者の皆さんは、理解、納得はできないというふうに思います。これは全ての請願について、そして委員会審査について言えることだというふうに思います。県議会の責任を果たすという点でも、委員会審査のあり方について一考していくことが必要ではないかというふうに私は思うところです。

以上で質疑を終わります。

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の井上紀代子です。

請願第48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」の不採択に対し、反対の立場から討論を行います。

この請願は、安倍政権が歴代政権の踏襲してきた「憲法9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどめるべきであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解を、集団的自衛権行使を閣議決定で可能とする憲法解釈でなし崩し的に変更しようとしていることを、国民・県民の立場から強く危惧され、提出されたものです。願意は至極もつともです。多くの国民が不満・不安を表明している現時点でもなお、安倍首相は、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈変更を会期中に閣議決定したいとの発言を繰り返していました。

また、安倍首相は、あろうことか、「憲法解釈の最高責任者は私だ」と、国で最高の権利を持つ国民を無視する発言を繰り返しています。自民党内からも、「憲法解釈の最後の番人は最高裁だ。行政府が勝手に解釈を変えるのは、三権分立、立憲主義に反する。禁じ手だ」や、「憲法改正の手續をとって、国民の判断を得なければならないのに」との意見等が出されてい

ます。

最近では、党内からのこれらの批判に対し、安倍首相お守り役の高村副総裁が、「憲法解釈の変更ではなく、事例の当てはめの変更だ」などとのへ理屈を言われるに至っては、国民が切望している生活を優先する経済対策等々の課題はそっちのけで、安倍首相がなぜこのように国民を無視してまで集団的自衛権の行使容認を急ぐのかと、大きな疑問と大きな不安の声が上がるのは当然と言えます。集団的自衛権行使は、国の安全保障政策を根本的に転換するかしないかということなのですから、国民へ率直に話して、そして判断を仰ぐという姿勢こそが真っ当で大切なことではないでしょうか。

6月15日は樺美智子さんの御命日でした。彼女の名前を聞いて、すぐに当時のことを思い出せる人は少ないかもしれませんが、樺美智子さんは、60年の安保改定反対運動の中で亡くなった方です。私は直接お会いしたことはありませんが、運動そのものの中でも忘れることのできない方であり、私自身にとっては、「反戦への決意」に大きな影響を受けた方でもあります。

まず、政治を考えると、歴史に学ぶことは欠かせないことです。この安保改定反対運動は、岸内閣が進めた日米安全保障条約改定に対し、日本がアメリカの戦争に巻き込まれる危険が増すなどとして、反対運動が全国に広がったものです。条約承認の強行採決で混乱が深まり、アイゼンハワーアメリカ大統領の訪日が中止になり、そして岸内閣は退陣しました。この安保反対運動が日本政治に大きな影響を与えたことは御承知のとおりです。安保改定反対運動の目的の一つは、安保の軍事同盟化の阻止で、安保を軍事同盟にしてはならないという主張でした。

今、集団的自衛権が同盟の論理と言われていますことは御存じのとおりです。先日、朝日新聞へ「同盟の歴史に学ぶ」のタイトルで、東大名誉教授、三谷太一郎さんの記事が掲載されていました。記事には、詳しく同盟が何たるかについて解き明かされています。

重要な部分を引用させていただくと、「軍事同盟は仮想敵国を想定しないと成り立ちませんが、情勢の展開の中で、仮想敵国が「現実の敵国」に転化するかもしれないという非常に大きなリスクを常に念頭に置いておく必要があります。これが日独伊三国同盟からの歴史の教訓ではないでしょうか」。

「軍事同盟の論理は抑止力です。抑止力はリスクを伴います。今日といえども、それは同じだと思います。今の日本政府当局者がどう考えているかわかりませんが、もし現在の中国を「仮想敵国」のようにみなして、それに対する抑止力として、集団的自衛権の行使を認めるべきと考えるならば、相当なリスクを伴うと感じています」。

「私は、はっきり言うと、戦争によって国益は守られない、戦争に訴えること自体が国益を甚だしく害すると考えています。日本の安全保障環境は、戦争能力の増強ではなく、非戦能力を増強することによってしか改善しないでしょう。その際、日本が最も依拠すべきものは、国際社会における独自の非戦の立場とその信用力だと思います。日本の非戦能力は決して幻想ではありません。戦後68年にわたって敗戦の経験から学んだ日本国民が営々と築いてきた現実です。この現実を無視することはリアリズムに反します」。

以上のように、三谷東大名誉教授の発言は、まさに核心をついていて、私ども国民が決して

忘れてはならないことを的確に指摘されています。現在、多くの国民の方は、憲法のほかの条文は細かくわからなくとも、戦争を放棄した9条は素直に受け入れられているのではないのでしょうか。

また、派兵になれば、即影響のある自衛隊周辺からも、かつてイラク戦争への自衛隊派兵推進の実務責任者であった元内閣官房副長官補、柳澤協二氏を初めとして、イラクで事故やストレスで後遺症が残る元自衛隊員、家族のいる大多数の自衛官からも、「9条を壊すな」「集団的自衛権の容認反対」の声が上がっていることは、マスコミ報道等もあり、御存じのとおりです。

今請願の趣旨によると、「歴代政府が戦後長きにわたって表明してきた立場を、憲法改定の手続を経ることもなく、一内閣の閣議決定だけで根本的に変えようとするものです。それは、憲法によって権力を縛る立憲主義の完全な否定です。このようなことを許せば、内閣の解釈だけで憲法の平和的民主的条項の内容が次々と変えられることになり、憲法はあつてなきものになってしまいます。集団的自衛権とは、我が国が攻撃されていなくても、他国のために武力を行使するもので、これを認めることは「海外で戦争しない国」を「海外で戦争する国」に根本から変えるものです。云々」と書かれています。

るる述べましたが、つまり、法解釈の変更の閣議決定をすることはあつてはならず、国民を置き去りにして、一内閣が勝手に決めることはやるべきではなく、国会において濃密な議論の後、国民がこの問題の本質を理解し、半分以上の国民がやむを得ないというところまできてから閣議決定するべきです。安倍政権がここまで

急がなければならない事情があるとするれば、その事情を丁寧に国民へ情報開示するべきです。国の形が問われ、国民の生活に大きな影響が予想できる内容の請願に対し、地域住民に一番近い県議会は、真摯に向き合うことが必要と考えます。憲法9条によって、どの戦争にも加担せず、平和な生活が保障されてきたことは、私たち日本国民の財産です。

以上、今議会における請願不採択に対する反対の立場を表明し、討論といたします。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました議案及び請願について、議案第2号、報告第1号、第2号及び継続請願第30号、新規請願第47号、第48号、第49号の不採択に反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例改正案は、地方税法等の一部改定に伴い県条例の改定を行うとするものです。政府は、消費税の引き上げに伴い、地方交付税の交付団体と不交付団体との間で税収の格差が一層大きくなることが予想されるため、その対策として、新たに法人県民税の一部を国税化する地方法人税を創設しました。現行の法人住民税・法人税割の税率を、本則5%から3.2%へ引き下げ、引き下げ分は地方法人税を国税として徴収し、地方交付税の原資に充てるとするものです。企業の実質的な負担はこれまでと変わりありませんが、この税率引き下げにより、法人県民税は約8億円の減収が見込まれており、この減収分が交付税措置される保証は全くありません。本来、自治体間の税収格差の是正は、地方

交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきであって、今回のような税制格差の調整は、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものです。消費税増税に反対の立場からも認められません。

次に、報告第1号、平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについてです。

本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決は、災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や税制上やむを得ない場合など、ごく限られています。今回、そういったものもありますが、県民税や地方消費税など、県税11億8,000万円の追加を行い、県債管理基金に19億8,000万円の積み立てなどを行っています。税収については、的確な把握を行い、予算化して県民施策に生かすことが必要ですし、2月以降の増収については、決算であらわし、翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。例年の慣例的な取り扱いとせず、改善を強く求めるものです。

報告第2号の県税条例の一部を改正する条例については、議案第2号と同様、消費税増税に伴う税制改革の一環であり、反対するものです。

次に、請願についてです。

まず、長期にわたって継続審査とされておりました請願第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」の不採択についてです。

同請願は、提出から既に1年半近く経過し、延べ6回の委員会審査が行われてきました。全ての会派が紹介議員となった請願であるにもかかわらず、継続審査を繰り返し、今回、不採択

にするなどは、全く道理がなく、県民との信頼を裏切り、議会としての責任が問われることではないでしょうか。同請願の採択を強く求めるものです。

また、新規請願第47号「教育委員会制度改革に反対する意見書提出請願」、第48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」及び第49号「川内原発再稼働に関する請願」についても不採択でありましたが、私は強く採択を求めるものです。

まず、「教育委員会制度改革に反対する意見書提出請願」は、政府が進める教育委員会制度の改定に対して、国の教育方針に基づいた教育大綱の決定権を首長に委ねることや、教育委員長をなくして、自治体幹部である教育長にその権限を委ねることなどは、戦前の軍国主義教育の反省から出発した教育への政治介入を防ぐための教育委員会の独立性や、憲法に保障された教育の自由と自立性を侵害するものにほかならず、さらに、ゆがんだ愛国心教育と異常な競争主義の押しつけは、子供たちの健やかな成長と未来を閉ざすものです。そう請願者が訴えられています。政府の「戦争をする国」への道と一体に進められている教育委員会制度改革に危惧する請願者の思いは、しっかりと受けとめるべきです。

次に、「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」は、これまで歴代政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を解釈改憲で、しかも閣議決定で可能にしようとすることは、立憲主義に反し、平和主義を破壊するものであると、その中止を求めています。集団的自衛権の行使容認は、これまで憲法9条で守ってきた海外で

の武力行使の歯どめを外し、日本が「戦争しない国」から「戦争する国」になるということです。国のあり方を180度変えてしまう大転換を、立憲主義にも平和主義にも反し、憲法解釈で、しかも閣議決定で行うことに何の道理もありません。

昨日報道された全国世論調査でも、集団的自衛権の行使容認への反対は55.4%で過半数を超え、解釈改憲に反対が57.5%、賛成は29.6%です。行使を一度容認すれば、容認の範囲は広がるとの懸念は62.1%と、国民は総じて反対を表明し、危惧の念を抱いています。

人の命を奪い奪われる戦争への道を歩まないために、日本が「戦争する国」にならないために、憲法をしっかりと守ってほしいという請願者の思いは、県民の思いとして、県議会はしっかり受けとめることが求められているというふうに思います。

最後に、「川内原発再稼働に関する請願」について、請願者は、一たび事故が起これば、福島第一原発事故同様、放射能汚染の広がり、宮崎県が被害地元になり得る可能性があることを前提に、川内原発再稼働の前に、少なくとも宮崎県の意味の確認をも必要とする法的措置を講じるよう国に求めるとともに、九州電力に対しても同様に、宮崎県の意味確認を行うことを求めています。このことは、放射能被害を心配する県民の率直な思いではないでしょうか。原発事故が絶対に起きないという保証はどこにもありません。むしろ、事故発生の可能性が危惧される条件が明らかに示されている中で、事故の危険性を心配しないことのほうが不自然です。ふるさと宮崎を失いたくない、住み続けられるように守りたい、この思いは県民が共有するものです。福井地裁の判決でも、250キロメー

トルは影響圏内との認識が示されましたが、十分被害地元たり得る宮崎県の意味を確認要件にすることは、最低限求められるべきものと思います。県民のこの思いを県議会として受けとめるべきではないでしょうか。

以上、いずれの請願についても、県議会としての責任を果たすべく、採択することを強く求めるものです。

議員各位の良識と賢明な御判断を切に求めて討論を終わります。以上です。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 請願第48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」の不採択に対し、反対する立場で討論を行います。

我が国の歴代内閣は、集団的自衛権を行使するなら、憲法9条の条文を改めるべきだとしてきました。そもそも安倍首相は、憲法改正による集団的自衛権の行使を掲げていたはずです。だから、条文を変えやすくするために、96条の改正を主張されました。しかし、96条改正への反対論が盛り上がると一転、集団的自衛権の解釈変更です。なりふり構わぬ暴走であり、迷走であります。集団的自衛権を行使したいと考えるなら、9条改憲を堂々と論じられればいいことであります。安倍首相が街頭のポスターで宣伝されています「日本を取り戻す」の意味は、戦争のできる日本を取り戻すことだったのでしょうか。

昨日6月23日は、沖縄戦から69年の慰霊の日でありました。追悼式で、石垣市立真喜良小3年の増田健琉君が、遠い空の下の戦火に思いをはせた詩「空はつながっている」を朗読しました。「戦争で友達や家族を亡くした人に気持ち

が伝わるよう大切に読みたい」と式典に臨んだそうです。一部紹介します。「空はつながっているのに どこまでが平和で どこからがせんそうなんだろう」「せかいは手をつなぎ合える 青い空の下で話し合える」「だから こんなにきれいな花がさくんだ だから ぼくの上に 青い空が広がっているんだ」と朗読しました。また、当時の悲惨な出来事を涙ながらに語られていた沖縄県民の光景がテレビで映し出されていました。式典に出席されていた安倍首相に、沖縄県民の痛み、平和への祈りは届いたでしょうか。

天皇陛下におかれましても、憲法改正の動きを危惧しておられると報道されています。昨年12月の天皇誕生日のお言葉で、次のように語られています。「戦後、連合軍の占領下に置かれた日本が、平和と民主主義を重要な価値と位置づけ、新たな憲法を制定し、さまざまな改革を通じて現在の日本を築き上げた」と、現在の平和憲法を高く評価されました。皇太子におかれましても、2月の誕生日に、「日本は戦後、憲法を基礎として平和と繁栄を共有してきた。憲法は遵守しなければならない」と述べられました。今、東京では、天皇を擁護するために、右翼団体が「9条を守れ」と宣伝カーで回っているというではありませんか。

安倍首相は、海外で活動するボランティアたちが武装集団に襲われたとしても、自衛隊は救出することができないと述べられました。日本国際ボランティアセンターの熊岡路矢顧問は、6月19日付朝日新聞、「私の視点」で次のように指摘されています。前後を省略しますが、「政治的に複雑、微妙な紛争地では、中立性と公正性の維持こそがNGOの安全を支える。軍隊とかかわりのある組織と混同されれば、攻撃

の対象になりかねない。振り返れば、自衛以外は一切武力攻撃をしないという平和主義的な政策が日本全体を守ってくれたというのが、現場の偽らざる実感だ。さらに、非核三原則や武器輸出三原則、政府の途上国援助（ODA）による貧困削減や人道重視などの方針も大きな意味で安全保障であり、戦後日本の貴重な財産だった」と批判されています。

さらに、安倍首相は、「積極的平和主義こそが我が国の背負うべき21世紀の看板」と強調されてきました。そもそも「積極的平和主義」とは、ノルウェーの平和学者、ヨハン・ガルトゥング氏が、「消極的平和主義」を戦争のない状態、「積極的平和主義」のことを、戦争だけでなく、貧困や搾取、差別などの構造的な暴力がなくなった状態と定義して定着したものであります。今の日本国内を見たとき、非正規労働者が4割、ワーキングプアと呼ばれる方が25%も存在します。負担がふえサービスは縮小する地域医療・介護推進法も成立しました。特定秘密保護法が強行され、原発も再稼働されようとしています。安倍首相が今やるべきことは、貧困や差別による格差、暴力のない社会、ヨハン・ガルトゥング氏が唱えた真の積極的平和主義であり、国民の命と暮らしをしっかりと守ることあります。

集団的自衛権の行使容認については、自民党の中でも意見の相違があります。野田聖子総務会長の地元である岐阜県連は、性急過ぎるとして、県内全42市町村議会議長に、慎重な議論を求める意見書を議会で採択するよう要請しました。要請文は農協改革も含まれていて、「国民生活に重大な影響を及ぼす案件であるのに、関係者と十分な議論を経ることなく、性急なスケジュールで検討が進められている。国民の理解

を得る形で結論を出すべきだ」と呼びかけられています。岐阜県議会でも同様の意見書を採択し、政府に提出する方針と伺っています。国の形、行く末を大きく変更する極めて重大なことです。全国で公聴会を開くなどの方法で結論を出すべきだということでもあります。自民党岐阜県連の要請文は至極当然なことでもあります。

過日、原爆被爆者の会と原水爆禁止県民会議の知事及び議長への申し入れに同席いたしました。幼少のころに長崎で被爆された方が、「あの恐ろしい光景は今も目に焼きついている。世界から核兵器をなくしてほしい。原発再稼働はしないでほしい。二度と戦争を繰り返してはならない」と熱く語られていました。また、申し入れをされた方々の中に県議会議員のお母さんも同席されてきました。そのまなざしは優しく、瞳の中に平和を心から切望する思いが感じ取れました。戦争のない平和な国への思いは、誰もが望んでいることでもあります。

日本は、朝鮮戦争やベトナム戦争に参戦しませんでした。アフガン戦争やイラク戦争では、特別措置法をつくって自衛隊を派遣しましたが、直接戦闘に巻き込まれることはありませんでした。集団的自衛権の行使が憲法で認められていなかったからであります。その結果、70年近く日本は一人の戦死者も出さず、他国の民も殺さなかったのです。多くの国民の反対や危惧の声に背を向けて突っ走る安倍政権は、もっと声なき声に耳を傾け、時間をかけて丁寧な国民的議論をするべきです。

現実に合わなくなったから憲法を変えるのではなく、憲法に合わせて現実を変える努力こそが求められているのではないのでしょうか。確かに、世界に目を向ければ、紛争の絶えない地域もあります。武力を背景にした領土問題も頻発

する今日であり、一連の出来事を憂うのは私も同じであります。でも、痛ましい悲惨な沖縄戦などの経験や唯一の被爆国として日本が果たすべき役割は、世界平和へのお手本となるべく憲法9条をどう広げ生かしていくかであります。9条を世界遺産に登録しようとする動きもあります。今は、理想論としか映らない方もいらっしゃるのかもしれませんが、私は申し上げたいのであります。平和憲法を持つ日本の進むべき道は、世界人類平和のために諸外国の先頭に立つことでもあります。

私たち県民連合宮崎は、集団的自衛権の解釈変更を容認することはできません。よって、請願第48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見を求める請願」の不採択に反対するものです。議員各位の賛同を心から心からお願い申し上げます、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第2号、報告第1号及び第2号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第2号、報告第1号及び第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第1号及び第3号から第11号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第1号及び第3号

から第11号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第30号及び第49号採決

○福田作弥議長 次に、請願第30号及び第49号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第47号及び第48号採決

○福田作弥議長 次に、請願第47号及び第48号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会

中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成26年6月24日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 一則
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

豚流行性下痢（PED）対策に関する意見

書

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第3号

地域包括ケアシステム構築のため地域の
実情に応じた支援を求める意見書

議員発議案第4号

中小企業の事業環境の改善を求める意見書

平成26年6月24日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃
星原 透
井上紀代子
押川修一郎
宮原 義久
太田 清海
河野 哲也
黒木 正一
有岡 浩一
岩下 斌彦
後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

森林整備加速化・林業再生事業の継続を
求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで
追加上程

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第3号「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書」について、反対の立場から討論を行います。

今国会で社会保障を大変質させ、国民の安心の仕組みを根本から揺るがす医療・介護総合法が強行されました。これは、安倍政権が進める消費税増税と社会保障一体改革路線の柱として、自己責任の社会保障の姿勢を露骨に打ち出し、医療・介護のさまざまな分野で国民に負担増と給付減を強いるものです。

介護保険では、2000年の制度発足以来、前例のない大改悪が幾つも盛り込まれました。年金収入280万円以上の高齢者のサービス利用料負担の1割から2割への引き上げは、介護を必要とする高齢者の生活に打撃を与え、利用抑制を引き起こしかねません。また、要支援1・2の人が利用する訪問・通所サービスを国の保険給付

対象から外し、市町村の事業に丸投げすることで、サービスが大幅に低下するおそれのあることも明らかになっています。また、特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に原則化する一方、待機者にもなれなくなった多数の人の行き場を何ら保障しない政府の無責任さも浮き彫りになっています。

こうした改悪は、国民の介護を受ける権利を奪うばかりか、制度の理念にも反するもので、介護難民、老人漂流社会を深刻化させ、患者と高齢者の症状悪化を加速し、医療・介護保険の財政をさらに悪化させることは必至です。また、介護労働者の厳しい労働環境、賃金や労働条件を国の責任で抜本的に改善を図ることは当然の課題です。本意見書案は、こうした避けられない国民との矛盾を解消するために、国への一定の支援を求めるものに過ぎず、本末転倒と言えます。

負担増・給付減による利用抑制路線の破綻と行き詰まりは明らかであり、個人や家族に負担と犠牲を強いる自己責任の社会保障を改め、国が憲法25条に基づいた社会保障の向上・増進に責任を持ち、国民の生存権を保障する政治への転換こそ求めるべきであって、国民犠牲の医療・介護法の実施を前提にする本意見書案は認められないことを述べて、反対の討論といたします。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第3号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第3号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号、第2号、第4号及び第5号採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第1号、第2号、第4号及び第5号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年6月定例県議会を閉会いたします。

午前11時28分閉会